

網走市特定技能外国人材受入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定技能外国人材（以下、「外国人材」という。）を受け入れている事業者（以下、「事業者等」という。）を支援することにより、人口減少下における本市経済の持続的な発展を図るため、特定技能外国人材を雇用する受入事業者等に交付する補助金に関し、網走市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる外国人材)

第2条 この補助金の対象となる外国人材は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 在留資格が特定技能1号又は2号であること
- (2) 網走市に住民登録があり住民となってから90日以上経過していること。
- (3) 社会保険等に加入していること
- (4) 市内の事業所で従事していること

(対象となる事業者等)

第3条 この補助金の対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は支社があること
- (2) 市内にある自社の事業所等で外国人材に従事させていること
- (3) 企業、団体、個人事業主であること
- (4) 網走市税条例（平成15年条例第3号）第3条に定める市税の滞納がない者
- (5) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に定める者でない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雇用した外国人材1人あたり3万円とする。

(交付申請及び請求)

第5条 事業者等は、網走市特定技能外国人材受入支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求するものとする。

- (1) 雇用した外国人材の在留カードの写し
- (2) 社会保険被保険者証の写し
- (3) 住民票

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するときは、網走市特定技能外国人材受入支援補助金決定通知書（第2号様式）により事業者等に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けた者があるときは、その者に対し、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日以降に網走市民となったもの及び在留資格を特定技能に移行したものについて適用する。